

納期内に納めましょう

税務収納課 ☎(88)9126

皆さんが納めている税金などは、社会福祉の充実や文化・教育の振興、ごみ処理、防災活動など、日々の生活を支える行政サービスに欠かせません。納期限を過ぎると、督促状の発送などの経費が掛かります。市税などを有効に活用するため、納期内の納付を守りましょう。

手軽な6つの納付方法

納付書裏面に記載の場所で納付するほか、次の方法があります。

- 市税等セルフレジ(市役所1階ATMコーナー内) セルフレジに納付書を挿入し、現金を入金することで納付できます。非対面での納付は、感染対策としても有効で、窓口での待ち時間も無いので、快適に利用できます。
- コンビニ納付 バーコードが印字されている納付書は、全国のコンビニエンスストアで納付できます。

スマホアプリ スマートフォンの決済アプリを利用し、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで納付できます。

口座振替 納め忘れを防ぐため、口座振替を推奨しています。自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などでも口座振替のオンライン申請手続きができますので、ぜひご利用ください。

地方税お支払サイト 地方税共同機構で運営するサイトでは、パソコンなどから、市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)の

納付ができます。納付方法もクレジットカード決済、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)、スマートフォン決済アプリなど豊富です。詳しくは、地方税お支払サイト(9月に「eお支払サイト」に名称変更予定)をご確認ください。



地方税お支払サイト

納税証明書の発行

市で納付の確認が取れるまで、2週間程度掛かります。納付後すぐに「納税証明書」が必要なときは、市税等セルフレジやコンビニ納付を利用し、発行される領収書を税務収納課または長沼・岩瀬各行政センターにお持ちください。口座振替の場合は、記帳した通帳をお持ちください。

納期を過ぎると

督促状の送付 滞納すると督促状が送付され、延滞金が加算されることがあります。財産の差し押さえ 督促状を送付されても納付されないときは、各種財産の調査を行い、の差し押さえを行います。

各納付方法や市税等の納期限など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市税等の納期限

令和8年経済センサス活動調査の実施

経済センサス活動調査は、全国全ての事業所や企業を対象とする統計調査で、5年ごとに行われます。6月1日を基準日として全国一斉に行いますので、回答へのご協力をお願いします。

調査目的 国、県、市の行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済発展の基礎資料として広く活用されます。

調査項目
 ▶基礎項目 事業所の名称、電話番号、所在地、経営組織、従業員数、主な事業内容など
 ▶経理項目 売上(収入)金額、費用項目、事業別売上(収入)金額など

回答は簡単便利なインターネットで

調査依頼の書類が郵送されますので、インターネットで回答してください。また、期限までに回答の無い事業所や新規事業所は、調査員が直接伺い、調査を依頼します。

個人情報の保護 調査員は守秘義務があり、回答した調査内容は統計法により厳重に保護されます。

情報政策課 ☎(88)9113



経済センサス活動調査

市過疎地域持続的発展計画を策定

「持続可能な地域づくり」を目指して

企画政策課 ☎(88)9111

過疎地域の指定を受けた長沼地域、岩瀬地域の資源や魅力を生かした地域作りを支援するため、現在の計画に引き続き、令和8年度から12年度までを計画期間とする「市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

表1 計画の概要

施策区分
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
産業の振興
地域における情報化
交通施設の整備、交通手段の確保
生活環境の整備
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
医療の確保
教育の振興
集落の整備
地域文化の振興等
再生可能エネルギーの利用の推進

後期計画の概要
 本計画では「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」をはじめ「交通施設の整備、交通手段の確保」や「生活環境の整備」など、表1の項目ごとに、課題やその対策などを示しています。

計画の基本方針

市のまちづくりの指針である「市第9次総合計画」と整合を図りながら各政策を推進し、両地域の伝統文化や資源、地域を支える人材など、地域の宝(魅力)を生かした地域力向上により、持続可能な地域作りを進めます。



策定会議の様子

地域の意見を反映

策定に当たっては、両地域での地域懇談会の開催、行政区長会や商工会など各分野の代表者で構成した「市過疎地域持続的発展計画策定会議」を開催し、意見交換を行いました。また、パブリックコメントで市民の皆さんからの意見を募集し、いただいた意見を踏まえ、策定しました。

表2 令和8年度の主な実施事業

事業名	事業概要
次世代型農業推進事業	スマート農業用機械の導入支援
有害鳥獣駆除対策事業	有害鳥獣駆除および被害防止対策など
林道施設管理事業	林道の修繕等維持管理
観光誘客推進事業	観光イベントなどの実施支援
都市間交流推進事業	友好都市などの交流支援
乗合タクシー運行事業	オンデマンド交通「ちよすか」の運行
市道愛護活動支援事業	町内会(行政区)に対する市道愛護作業実施の支援
市道維持管理事業	道路舗装修繕や除草業務委託など
市道修繕事業	舗装補修工事・側溝補修工事
道路整備事業	舗装新設工事・道路改良工事
交通安全施設整備事業	道路区画線整備やカーブミラーの設置
空家等対策事業	管理不全空家などの発生抑制・特定空家などの解消など
消防施設等整備事業	消火栓設置工事
長沼小中一貫校整備事業	屋内運動場整備
コミュニティセンター改修事業	長沼コミュニティセンター改修工事
地域コミュニティ活性化推進事業	自治会などが行う地域作り活動支援
指定文化財管理事業	長沼城址城山公園の樹木整備

年齢別にデジタルギフトや商品券を配布します

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、年齢に応じた家計支援を行います。4月下旬から支給予定です。

食料品等価格高騰対策事業
 ▶対象 市内在住の19歳~69歳の人
 ▶支援額 1人当たり5,000円分のデジタルギフト
 ※18歳以下の人は、国から1人当たり20,000円の「子育て応援手当」が支給されています。

生活環境課 ☎(88)9128



物価高騰対策事業

高齢者生活応援事業

▶対象 市内在住の70歳以上の人
 ▶支援額 1人当たり10,000円相当の商品券(1,000円×10枚)
 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

長寿福祉課 ☎(88)8116